

2012年（平成24年）7月6日

法務省刑事局

刑事法制管理官 上 富 敏 伸 殿

意 見 書

〒194-0021

東京都町田市中町1丁目3番17号

カタリーナホームズ2階 未来市民法律事務所

弁 護 士 中 村 裕 二

貴庁の平成24年5月30日付け「ヒアリングの開催について（ご案内）」と題する書面を拝見しました。上記書面中に「⑤損害賠償請求に関し刑事手続きの成果を利用する制度」という項目がありましたが、同制度を発展、充実且つ実効化させるため、地下鉄サリン事件被害対策弁護団に所属する一弁護士として、上記項目に関連して下記のとおり意見を陳述させていただきます。

記

第1 意見の要旨

- 1 検察官が、被害者や遺族ら（以下、「被害者ら」といいます。）の加害者に対する損害賠償請求債権を保全するため、被害者らに代わって、加害者の資産を仮に差し押さえるなどの保全手続きを実施できる制度の創設を要望します。
- 2 検察官が、被害者らの加害者に対する損害賠償金を回収するため、被害者らに代わって、加害者に対し提訴を行い、或いは、破産の申立を行うことができる制度の創設を要望します。
- 3 要するに、被害者らが加害者に対し、被害者らの氏名や住所などの個人情報

を開示しなくとも、加害者の資産を確実に封じ込めて保全し、債務名義を獲得して強制執行等により損害賠償金を速やかに回収できる制度の創設を要望します。なお、そのような制度を、「保全処分」、「民事提訴」、或いは「破産申立」などと呼ぶか否かはともかく、テロ事件等による被害者らを救済するための法的制度とご理解いただければ幸いです。

第2 意見の理由

- 1 地下鉄サリン事件では、死者13人、受傷者6000人以上の被害者らが発生しました。

被害者らのうち、オウム真理教に対し民事提訴を行ったのは、およそ40人で全体の0.6%でした。また、オウム真理教の破産手続に債権届け出を行った被害者らは、およそ1200人で全体の20%にしか及びませんでした。

地下鉄サリン事件の発生から満13年を経過した平成20年に成立した「オウム真理教犯罪被害者給付金支給制度」の施行により、ようやく6000人以上の被害者らに対しおよそ30億円の見舞金が支給されました。

- 2 被害者らは、オウム真理教のようなテロ組織を相手に民事提訴などを行い、そのために被害者らの住所、氏名、戸籍謄本、診断書その他の個人情報証拠物等として、裁判所を通じてテロ組織の手に落ちることを、断じて望んでおりません。

その結果、ほとんどの被害者らが、オウム真理教に対する民事提訴など法的制度の利用をあきらめたものと思われまます。

- 3 そもそも、国が被害者らの「勇気」に期待してはいけないのです。

国が自らテロ組織に対し法的手段を講じて、テロ組織の資産を凍結保全し、資産を獲得して、これを被害者らの救済に当てる何らかの法制度を創設しなければならぬのです。

このような法制度は、被害者らの救済だけに資するものではなく、国民全体

の安全のためにも必要な制度です。すなわち、平成7年3月22日の強制捜査着手後、警察がそれを捕捉していたにもかかわらず、オウム真理教がサティアン内の金庫で保管していた現金7億円が実行犯たちに分配されてしまい、被疑者らのその後の長期の逃亡を許し、或いは都庁爆破事件や新宿青酸ガス事件などの新たなテロ事件の実行を許す結果となったことから明らかです。

- 4 なお、類似の法制度として、平成18年に「犯罪被害財産による被害回復給付金の支給に関する法律」が成立しましたが、これは、「財産的被害を受けた者」に対する救済制度です。

地下鉄サリン事件のような無差別大量殺人テロ事件が発生する前に、ぜひとも前記第1記載のような法制度の創設を要望します。

以上